

四万十市一体的実施事業における地域の取組としてのイベント業務 仕様書

1 適用

本仕様書は、四万十市が高知県後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」における通いの場等への積極的な関与等の取組（ポピュレーションアプローチ）の業務の履行に関し、必要な事項を定め、適用するものである。

2 業務名

四万十市一体的実施事業における地域の取組としてのイベント業務

3 業務の目的

令和2年4月1日に医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図ることを目的に健康保険法等の一部改正がなされたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」）も改正され、75歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業等と一体的に実施（以下「一体的実施事業」という。）をすることが示された。

実施にあたり、高確法第125条の2第1項の規定に基づき、本市は高知県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、一体的実施事業を実施する旨の契約締結を行っている。

本業務は、一体的実施事業のうち、高齢者に対する通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の取組において、イベント実施を通じ、高齢者が気軽に健康相談を行える場であるとともに、フレイル予防の普及啓発活動や介護予防の通いの場等への参加勧奨を行うなど、高齢者の健康の維持・増進につなげるものとする。

4 業務の実施

- (1) 本業務実施にあたっては、「一体的実施事業」の法的根拠や目的等を理解したうえで、業務を効果的に実施することができるよう、過去5年間に於いて一体的実施事業の実績のある業者。または、これに類似する高齢者の保健事業・介護予防事業の企画・運営実績のある業者とする。
- (2) 本業務実施にあたり、実施会場への医療専門職派遣が必須となるため、四国内に本社または支店、営業所を有する業者とする。

5 対象区域

四万十市全域

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月20日まで

7 業務内容

(1) 健康教室の企画

健康教室の効果的な実施に向け、事前に企画、周知、運営等における内容や手法について地域の状況に応じて適宜協議を重ねながら準備を行う。

- ア 実施に必要な医療専門職等の確保と派遣調整
- イ 実施に必要な機器・物品等の手配・確保
- ウ 事業周知のためのチラシの作成と資料準備
- エ 効果的でスムーズな実施に向けて、適宜、事業担当者との協議を行う

(2) 健康教室の開催

ア 市が指定する四万十市内の地域3か所で実施する

- ・3か所とも同様の内容での実施を基本とするが、効果的な実施に向け、地域特性に応じた手法等の変更が必要な場合には、市の事業担当者と事前協議のうえ判断する。
- ・3か所を原則として、それぞれ別日に実施する（1日につき1か所）。具体的な日程は、市と協議のうえ決定する。
- ・1か所あたり参加者35人程を想定
- ・会場は市が手配
- ・会場には市の事業担当者が1～2名同伴し、開催状況の確認等を行う

イ 実施時期

令和7年10月下旬から令和7年11月上旬の期間中3日間

ウ 実施内容

- ・参加者自身が心身機能を認識し、フレイル予防への動機づけとなるよう、体力測定、質問票（アンケート）等の媒体を活用し、フレイル予防の啓発を行うとともに、必要に応じて医療専門職より個別指導やアドバイスを行う。
- ・体を動かすことや体操の効果や必要性について、医療専門職が講話を交えて運動指導・実践を行い知識および実践技術の習得を図る。
- ・事業実施後も継続して身体活動や運動を取り入れられるよう、必要な情報や活用できる資料等の媒体を提供するなど働きかけを行う。
- ・健康づくりへの意識や実践意欲の向上が図れたかなど評価が行えるよう、会場にて参加者へアンケート等を実施する。

(3) 健康教室実施後のフォローアップ支援

- ・健康教室参加者のうち測定や問診、アンケート等の結果により、医療専門職の指導支援が必要と判断される者。または希望者に対して、イベント実施後3か月以内の期間において、電話やオンライン等によるフレイル予防に関する支援等を実施する。
- ・支援の実施頻度は月2回以上を基本とするが、対象者の心身状況や生活状況に応じて支援頻度の変更は可能とする。
- ・3か所実施し全体で80名程度を予定しているが、これを下回った場合には、実績に応じた支払いとし、変更契約を行う。

(4) 健康教室イベントの実施評価

実施したアンケート、聞き取り調査、体力測定の数値など得られたデータを集計分析し、来年度事業実施に向けたアドバイスを提示する。

(5) 実施報告書（自由形式）の提出

事業実施において、(3)で示した事業評価も含め、実施内容や実績、必要経費の明細などまとめた報告書類等を提出する。請求書については、医療専門職に係る人件費額とその他諸経費に係る額がそれぞれわかるように作成し提出すること。

8 業務の実施に係る留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。なお、本仕様書は本委託業務に係る最低限度必要とされる業務の概要を示したものであるため、業務の実施において本仕様書に定めのない事項や実施にあたっての疑義が生じた場合、受託者と委託者間で協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 本業務は、国の交付基準に基づき上限額や用途が定められている事業であるため、各項目の上限額を超えないこと。また、医療専門職の人件費とその他経費に係る費用について、内訳の資料を明示できるよう準備をしておくこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 受託者は、委託者と入念な打ち合わせを行い、委託者の意図や目的を十分に理解したうえ、適切な人員配置のもと業務を実施すること。
- (6) 受託者は、本事業の実施にあたり、業務の実施スケジュールを示し、その進捗状況等を委託者より要請があった場合は随時報告を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、やむを得ない事情により再委託が必要となる場合には、あらかじめ委託者に報告し、承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打合せは原則四万十市役所で行うものとするが、やむを得ない事情があり、委託者による了承を得ている場合には情報通信機器を用いた方法による実施

も可とする。

- (9) 本業務に関し、受託者における人件費、出張経費、資料作成、機材の準備等のすべての経費は、本委託料に含まれるものとする。
- (10) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を他に漏洩、利用してはならない。
- (11) 本業務終了後は、業務完了日の日から5日以内に実績報告書や評価資料、医療専門職の人件費とその他経費額の内訳が明記された資料等、必要な書類を委託者へ提出すること。

9 委託料の支払

- (1) 本仕様書に定める業務がすべて完了し、留意事項(11)に示す業務完了報告書を受理した日から10日以内に検査を行う。
- (2) 上記検査に合格した時は、受託者は市へ書面をもって委託料の支払いを請求し、市は支払いの請求書を受理した日から30日以内に受託者へ当該委託料の支払いを行う。